

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1026010	海外旅行会社に対する送客コミッションの支払方法の簡素化	宿泊施設が海外旅行会社から送客を受ける場合に、その海外旅行会社から会社のクレジットカードのナンバーを受け取り、宿泊行為が完了したらその会社のコミッション分(10%)を差し引いた分(90%)を引き落とすことにより、コミッションの支払い(及び宿泊料の領収)を完了することができることとする。	<p>海外旅行会社から都内の宿泊施設が送客を円滑に受け入れられることにすることにより、訪都外国人700万人達成を目指す。これは、ビジット・ジャパン・キャンペーンで掲げる「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」や、アジア・ゲートウェイ構想促進にも資する。</p> <p>日本観光旅館連盟東京支部では、こうした目標の下、平成15年から東京都シティセールスに参加し、海外で旅行会社と商談を継続して行っている。また、旅フェアを始め、トラベルマートなどの商談会にも参加し、近年ではアジアの海外旅行会社との商談も増え、これまで300社を超える旅行会社と商談をした。ところが、これまでの海外旅行会社との商談会では、現実的なコミッションの送金方法がなく(少額なコミッションを海外に送金するには手数料が高い)商談はすべて不成立で終わっている。海外旅行会社は、コミッション収入で採算をとっているため、採算がとれないので「東京に安い宿はないと断ってしまう」という話すら聞いている。</p> <p>訪都外国人観光客には低価格の宿泊施設に対し依然高いニーズがあるが、そうした宿泊施設のあっせんや情報紹介がなされないことにより、都内や日本を観光したいと考えている外国人の潜在需要を取りこぼしているとするれば、こんなにもったいないことはない。</p> <p>「海外では実行しているから」と、海外旅行会社が提案する「カード番号からコミッション分を差し引いた金額を引き落とす」という方法ができれば、これまでの商談も成立し、訪都外国人客増加に寄与できる。</p>		日本観光旅館連盟東京支部	13 東京都	金融庁
1073010	貸金業の範囲からの除外の拡大	<p>地域活性化のため、一次産業新規参入者等に対する資金調達を目的に、自治体が交流のある都市住民に対し金銭貸借の媒介を行う場合、貸出者である都市住民は下記条件に合致したものについて「貸金業規制法」で定義される貸金業者には当たらないものとする。</p> <p>一人一口であること。</p> <p>金銭消費貸借契約の反復継続は行わない。</p> <p>貸金に対して支払う利息は、当該地域の特産品をもってあてること。</p>	<p>農業や漁業が担い手不足に悩む中、Uターン者などによる新たな参入の動きが見られるようになった。農業や漁業を始めるためには、初期に相当の資金を必要とするが、民間からの資金調達が容易でなく、自治体も厳しい財政状況の中、支援することが困難な状況であり、資金確保が参入の障害となっている。一方、地域で活躍しようとする人材を資金面で支援しようという都市部住民の機運も高まりつつあり、これらをうまく活用していくため、平成18年に町と交流のある都市住民を対象に金銭貸借の媒介を行う「海士ファン・バンク」を立ちあげたが、管内財務事務所から貸金業規制法の第二条に抵触するとの指導があり、貸出者である都市住民に貸金業の登録をお願いするわけにもいかず、2回(12回)の募集でうち切った。貸金業の範囲からの除外が拡大できれば、地方を応援したいという都市住民からの貸出も可能となり、地方の活性化と交流の拡大に繋がると考える。</p>		海士町	32 島根県	金融庁
1055070	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	<p>町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。</p> <p>現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める</p>	<p>現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。</p> <p>過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。</p>		(株)パソナシャドーキャピネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省

1137030	中小企業の汚染土壌対策における問題解決のための緩和措置「少人数私募債」	<p>会社法 第702条（社債管理者の設置）  証券取引法第23条、開示省令第14条の15（告知義務）  証券取引法施行令第1条の6（少人数向け勧誘に該当しないための要件）  証券取引法施行令第1条の4（勧誘の相手方が多数である場合）  会社法 第676条に基づき、少人数私募債の1口最低社債額に対し、緩和措置を望むものです。</p>	<p>中小企業者のメッキ工場等、汚染土壌問題を抱える人々にとり、問題解決の可能な当該中間処理施設が可能となること、高額な工事費が負担となって、汚染土壌の改善・改良が行えない現状からの脱却（ブラウンフィールドからの脱却）となるための一助となるため、以下の～に対する緩和措置を望むものです。会社法 第702条（社債管理者の設置）は、【社債の金額が1億円以下である場合】は委託不要となっているが、これを、【社債の金額が5億円以下である場合】とすること 証券取引法第23条、開示省令第14条の15（告知義務）において、【発行総額が1億円を超える場合】は文書で告知しなければならない。となっているが、これを【発行総額が5億円を超える場合】とすること 証券取引法施行令第1条の6（少人数向け勧誘に該当しないための要件）において、【合計が五十名以上となることとする。】となっているが、これを【合計が五十名以上となることとする。】とすること、証券取引法施行令第1条の4（勧誘の相手方が多数である場合）においても、【五十名以上の者を相手方】となっているが、これを【五十名以上の者を相手方（但し、発行総額が5億円以下のものについてはこの限りではないものとする。）】とすること 会社法 第676条に基づき、少人数私募債の1口最低社債額は、【社債総額を社債の最低額で割った数が49以下】となっていますが、【社債総額を社債の最低額で割った数が49以下であるも、社債総額5億円以下の場合はこの限りでない。】とすること。</p>	土のクリーニング工場特区	株式会社 ブツカン	11 埼玉県	金融庁 法務省
---------	-------------------------------------	---	---	--------------	--------------	--------	------------